

2024年6月13日

〈声明〉 国立大学学費の大幅値上げに反対します

徳島大学教職員労働組合 中央執行委員会

今年3月27日、中教審「高等教育の在り方に関する特別部会（第4回）」にて伊藤公平・慶応義塾長が「国立大学の学費を150万円程度に引き上げるべき」という提案を行いました。それに呼応するかのよう、5月15日、東京大学が学費の10万円程度の値上げを検討していることが報道されました。翌16日には自民党の「教育・人材力強化調査会」が「値上げも視野に入れた適正な授業料の設定」等について検討するとした提言をまとめたことも報道されています。

こうした動きは今に始まったものではなく、2015年10月26日の財政制度等審議会で財務省が国立大学の学費値上げを示唆し、2020年からは文部科学省「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」にて授業料の自由化の是非が検討されてきました。これまでもすでに東京工業大学・東京芸術大学・千葉大学・一橋大学・東京医科歯科大学・東京農工大学では学費の値上げが行われています。今後こうした動きが広がるのが危惧されます。

現時点において国立大学の初年度納入金の標準額は81万7,800円（うち授業料は53万5,800円）です。これに加え、学生個人用パソコンの取得義務化などで数十万円が必要となっている大学が多くなっています。現状ですでに、大学進学は学生に対して大きな経済的負担を強いるものとなっています。

伊藤氏はいくつかのマスコミからのインタビューに答え、受益者負担の原則や経済的に困る人への給付型奨学金の充実を主張していますが、これらの発想は、大学教育の受益者が、学生個人のみならず、現在および将来の社会全体であるという事実を無視していることに因るものだと考えます。そもそも学生は、憲法が規定し、国際人権規約も認める「教育を受ける権利」を持っており、国家はその権利を保障する義務を負います。国立大学学費のさらなる値上げは、2012年に日本政府が批准した国際人権規約の第13条2項(b)(c)（中等・高等教育の漸進的無償化）の国際公約に違反するものです。「国家には高等教育を受ける権利を保障する義務がある」という原点に立ち返り、私立大学も含めた大学学費の無償化に向けて努力を行うべきです。

2004年の法人化以降、国からの運営費交付金の減額が続いており、国立大学の財政は逼迫しています。その負担は学生に転嫁するのではなく、交付金の増額によって賄うべきと考えます。